

地方公共団体等からの主な要望事項について

令和 4 年 1 2 月

※本資料は第 6 1 回審査会（令和 4 年 1 2 月 5 日）以降現時点までに、
文部科学省に寄せられた要望のうち、主な項目の概要をまとめたものである。

1. 中間指針の見直し

- 既存の区域割りから演繹的に慰謝料が決定されるような指針とすべきではなく、個別事情等によって認める余地を残すこと。精神的損害の増額事由については、高齢者等についても日常生活阻害慰謝料を増額することを検討すること。（福島原発被害弁護団）
- 自主的避難等対象区域の調査を継続することについて指針に記載すること。自主的避難等対象区域内外について、被害実態に即して賠償を行うべく、被害当事者へのヒアリングを行うこと。（福島原発被害弁護団、愛知岐阜原告・弁護団¹）
- 避難指示が出されていない地域の住民の精神的な被害について、賠償基準に反映させること。土壌汚染や被ばくが続き、滞在者や避難者の被害は続いており、これらの被害を賠償基準に反映させること。（愛知岐阜原告・弁護団）

¹ だまっちゃおれん！原発事故人権侵害訴訟・愛知岐阜原告団、だまっちゃおれん！原発事故人権侵害訴訟・愛知岐阜弁護団